



手当・助成・相談

子育て支援医療

問 子育て支援課 給付担当 TEL.22-5111(代)

子育て支援医療は、0歳から高校生等(18歳※)までのお子さんの医療費を助成する制度です。
※18歳の誕生日後の最初の3月31日まで

◆ 助成の対象

0歳から18歳※までのお子さん。ただし、生活保護を受けている方と児童福祉施設に措置入所している方は除きます。

◆ 助成の範囲

医療機関を受診した際の医療費の自己負担分が軽減されます。ただし、食事療養費や保険が適用にならないもの(診断書などの証明書作成料や入院時の部屋代など)は除きます。

◆ 医療証の交付

次により、子育て支援課の窓口で手続きをすると、医療証が交付されます。

区分	いつ	持ち物
18歳※まで	出生時または転入時	*印鑑 *お子さんの健康保険証

学校・保育所などの管理下で負傷した時は災害共済給付制度による医療費助成が優先され、子育て支援医療証は使用できませんのでご注意ください。災害共済給付制度の詳細内容については各学校・保育所などにご確認ください。

◆ 医療証の利用方法など

県内の医療機関を受診した場合	医療機関に医療証を提示すると、窓口で支払う際に医療費が軽減されます。
県外の医療機関を受診した場合	後日、子育て支援課に申請をして払戻しとなります。

ひとり親家庭等医療

問 子育て支援課 給付担当 TEL.22-5111(代)

ひとり親家庭などの医療費を助成する制度です。

◆ 対象者

18歳以下のお子さんを扶養している配偶者のいない方(又は配偶者に重度の障がいがある方)、及びその方に扶養されている18歳以下のお子さんが対象です。
所得制限があります。

児童手当

問 子育て支援課 給付担当 TEL.22-5111(代)

中学校修了前のお子さんを養育している方に児童手当を支給します。

◆ 支給額

①お子さんを養育している方の所得が所得制限限度額を超えない場合、次のとおりです。

お子さんの年齢	支給額(お子さん1人当たりの月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降※は、15,000円)
中学生	一律 10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業前(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)までの養育しているお子さんの中で数えて3番目以降をいいます。

②特例給付…お子さんを養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。詳しくは、米沢市公式ホームページまたは窓口でお確かめください。

◆ 支給月

毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月までの手当を支給します。 ※指定された口座に振込

◆ 申請

出生時または転入時(公務員の方は、勤務先)に手続きが必要です。

◆ 現況届

手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

児童扶養手当

問 子育て支援課 給付担当 TEL.22-5111(代)

◆ 対象者

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていないお子さんを養育しているひとり親家庭などに支給される手当です。お子さんが18歳になった年度末まで対象になります。

認定請求書を提出することが必要です。請求しない限り支給されませんので、支給資格があると思われる方は問い合わせください。

◆ 手当額

対象者の所得によって異なり、同居している扶養義務者についても所得制限があります。

広 告

水道工事

米沢市上下水道工事指定店

有限会社 ウエマツ

生活に欠かせない水道を通じて、地域の皆様の
快適な暮らしをお手伝いいたします。

給排水・キッチン・浴室・給湯・給油・リフォーム工事・浅井戸・
深井戸・消雪配管・エアコン・ポンプ取付工事等ご相談下さい。

米沢市中田町1034

TEL:0238-37-4328 FAX:0238-37-4067

E-mail:uematsu@ms5.omn.ne.jp



相手
相当
助成

◆ 内容

3人以上の多胎のお子さんが生まれた家庭にホームヘルパーを派遣し、保護者の方の家事・育児の支援を行うものです。

※住居の清掃、洗濯、買い物、食事及び授乳の介助、通院介助など

◆ 利用できる方

米沢市に住所があり、家庭で子育て(0～3歳までの3人以上の多胎児)をしている方。(お子さんが保育所などの施設に入所している家庭は除きます。)

◆ 利用できる時間と期間

- ①1歳の誕生日まで……………1日あたり8時間以内で週6回
 ②2歳の誕生日まで……………1日あたり6時間以内で週6回
 ③3歳の誕生日の末日まで……………1日あたり4時間以内で週6回

◆ 利用料

無料

◎相談しましょう

マザーズジョブサポート山形

子育てしながら働きたいけどプランクがあつて不安に思っている方、仕事と家庭・子育ての両立ができるか悩んでいる方、子どもの預け先の情報がほしい方など、一人ひとりのニーズに応じた総合相談窓口です。県とハローワークが連携し、子育てと就職をサポートします。

場所	山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1F ハローワークプラザやまがた内
時間	【窓口】月～金曜日:午前9時30分～午後6時 土曜日:午前10時～午後5時 ※無料託児室有。開室日や開室時間はお問い合わせください。
電話	023-665-5915

月1回程度、ハローワーク米沢に相談員が外向き、個別相談会やセミナーを開催する予定です。保育スタッフが駐在し、サポートしますので、お子さん連れの方もお気軽にお越しください。



『そらって本当?』 子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい?

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつけず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。



ハローワーク米沢 マザーズコーナー

そろそろ働きたいなあ～。「でも何年も仕事から遠ざかっていたから、まず何をしたらいいの?」「仕事と家庭・子育ての両立ができるか不安」そんな一人ひとりのニーズに応じた就職活動をサポートします。

①お子様連れの方でも相談しやすい環境
安心して相談できる分離されたスペースです。お子様が遊ぶためのスペースや授乳スペース、おむつ交換台などもあります。

②予約制・担当者制による
きめ細やかな職業相談が可能です。

③仕事と子育ての
両立に関する各種の情報を収集し、相談窓口で提供します。

場所	米沢市金池3-1-39 ハローワーク米沢内4階
ご利用日	月曜～金曜 午前8時45分～午後5時15分
電話	0238-22-8155

求職申込み(お仕事探しの申込み)は、ハローワークに来所して申込みいただくことも可能ですが、手続きに来所する前にオンラインで求職申込み(仮登録)をしていただきますと来所してからの手続きがスムーズになります。オンラインはこちらから<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>



児童虐待の相談

近所で気になる家庭はありませんか?

児童虐待は、地域からの孤立などさまざまなストレスが原因のひとつです。虐待してしまいそうになったとき、虐待の恐れがある家庭に気づいたときは迷わずに相談しましょう。

相談先	電話
山形県中央児童相談所	023-627-1195
山形県中央児童相談所置賜総合支庁駐在	26-6032
子ども家庭課家庭支援担当(米沢市家庭児童相談室)	22-5111(代)
児童相談所全国共通ダイヤル	189(いちはやく)

ほかにも、地区の民生児童委員や、保育所・幼稚園の先生などでも結構です。ひとりで抱え込まずに、誰かに話すことが大事です。

子育ての相談

子育てについて悩みや不安がある方は、1人で不安を抱え込まずに、悩みや心配なことなど、何でも相談しましょう。

相談先	電話
子育て支援センター	P25～29参照
子ども家庭課家庭支援担当 (米沢市家庭児童相談室)	22-5111(代)
健康課(すこやかセンター内)	24-8181(代)

子どもの発達・障がいなどの相談

お子さんの発達や障がいなどについて様々な相談に応じます。お気軽にご相談ください。

相談先	電話
社会福祉課障がい者支援室 障がい児支援担当	22-5111(代)

相談
担当
・
助成